

〈論文〉

国連文書にみる人権概念：普遍性と多様性

Universality and Diversity of Human Rights: The Case of United Nations Instruments

園田 明子

Abstract

Among a number of international institutions, the United Nations (UN) has played, since its foundation in 1945, the leading role in promoting respect for and ensuring protection of fundamental human rights for all. The main purpose of this article is to examine and clarify the scope of universality and diversity of human rights concept through the analysis of provisions set out in various international documents. Commencing with the treaty establishing the UN (Charter of the UN) in order to remind of the historical background and significance of the subject, the research approach of this paper is to place special emphasis on relevant international instruments prepared by different organs of the Organization, particularly the International Bill of Human Rights and the core international human rights treaties to which Japan is a contracting party.

はじめに

国際連合（国連）は、日本でもよく知られた国際機構の筆頭にあげられるが、その活動実態については、世界の平和と安全の維持や途上国援助などが広く認識されているのに対して、人権分野における国連の貢献に関しては、実務家や研究者からは概して高い評価を得ているものの、一般には未だ十分に理解されていないのが現状である。

本稿の目的は、国連の諸機関が中心となって作成した人権に関する主要な国際文書¹を通して、国

連が創設当初から取り組んできた人権の国際的保障を目指した活動の一環を明らかにすることである。すなわち以下のとおり、国際社会における人権概念の普遍性と多様性がどのように進展してきたのかについて、まず「人権の国際化」の視点から分析（I）したのち、具体的にどのように規定されているのか、日本が当事国となっている主要人権条約を例にあげて検討（II）し、「人権の主流化」を標榜する21世紀の人権を考察する手掛りとした。

1 本稿は、とくに指摘しない限り、2009年11月末までに入手可能な資料に基づいている。「」による規定の引用は、日本が当事国である条約については公定訳を使用し、その他の条約・宣言や決議等については、各文書の仏語または英語原文ならびに松井他編『国際人権条約・宣言集（第3版）』または奥協編集代表『国際条約集2009年版』を使用した。尚、国連および地域的国際機構が中心となって作成した主要な人権条約については、【年表】（p.7）を参照のこと。

I. 人権の国際化

- A. 国際連合憲章
- B. 世界人権宣言
- C. 国際人権規約

II. 人権概念の多様性

- A. 人種差別撤廃条約
- B. 女性差別撤廃条約
- C. 拷問等禁止条約
- D. 児童の権利条約

I. 人権の国際化

人権問題を世界全体の関心事項とみなし、普遍的な人権基準を設定し国際的な保障制度を整備するという、「人権の国際化」が名実ともに確立したのは、第二次世界大戦以降のことである。すでに第一次世界大戦後の国際連盟時代には、ヨーロッパにおける少数民族の保護など特殊な事例はあったが、人権は基本的には各国が憲法を中心とした自国法の枠内で擁護すべき国内管轄権内の事項とみなされていたのである。

I. A. 国際連合憲章

第二次大戦中、著しい人権抑圧・蹂躪を目の当たりにした国際社会は、平和と人権との相互依存関係を漸く認識することとなる。このような時代背景を反映して、国連の設立条約である国連憲章が最終的に採択され署名されたサンフランシスコ会議（1945年6月）では、基本的人権に関する宣言

を作成する提案もなされたが、詳細に論議するには時間的な制約もあり、実際に検討するには至らなかった。

国連憲章は、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」（前文）し、世界の平和と安全の維持をはじめとする国連の目的の一つとして、「経済的、社会的及び文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」（第1条3項）を掲げている。

その他にも憲章は、経済的・社会的な国際協力について（第13条1項b、第55条c）あるいは信託統治制度の基本目的の一つ（第76条c）として、さらに、総会や安全保障理事会など国連の主要機関（第7条1項）の一つである経済社会理事会の勧告権限に関して（第62条2項）、人権および基本的自由の尊重に言及している。また、経済社会理事会の補助機関として、「人権の伸長に関する委員会」（第68条）を設けることが予定されていた。

このように国連憲章は、人権尊重を国連自身と加盟各国が実現すべき目標と定めているものの、基本的人権の実質的な内容については具体的な規定が存在しない。経済社会理事会は上述の憲章第68条に基づき1946年に国連人権委員会（Commission on Human Rights）²を設立（決議9（II））し、同委員会の任務の一つとして、人権に関する国際的な宣言の起草を託した。人権委員会は、委員が個人的資格で参加する専門家機関ではなく、

2 国連総会は、2006年3月、既存の人権委員会（Commission on Human Rights）に替えて人権理事会（Human Rights Council）を総会の補助機関としてジュネーブに設置し、この理事会の地位については5年以内に再検討することとした[A/RES/60/251（15 mars 2006）“Conseil des droits de l’homme”, par.1.]. 人権理事会は、人権委員会と同じく加盟国代表によって構成される政府間機関であり、設立決議（par.15）に定められたとおり、第一回の理事国（47カ国）選挙は同年5月に行われ、第一回会合が6月に開催された。同理事会の諮問委員会については、坂元（pp.94-98）を参照。

18加盟国一構成国数は、その後国連加盟国の拡大とともに漸次増加が決定され、1991年以降は53カ国一の代表によって構成される政府間機関で、初代委員長には、米国代表で故ルーズヴェルト大統領夫人のエリノア・ルーズヴェルトが就任した。

国連人権委員会は、1947年の第2回会期において、宣言（人権の具体的な意味内容の明確化）・条約（国際法上、拘束力を有する文書）・実施措置（締約国による条約履行を監視し審査する制度）のそれぞれを検討する3つのワーキング・グループを設置し、「国際人権章典（International Bill of Human Rights）」と総称する人権関連文書の起草に着手した。尚、このように人権基準を設定する宣言をまず採択した上で、法的拘束力を有する国際文書（条約や選択議定書等）を作成する手法は、女性や児童などに関する個別的人権条約（下記II.参照）の大多数についても踏襲されてきている。

国連人権高等弁務官（UNHCHR）事務所によると、2009年12月末現在、人権に関する国連文書のうち、次の五文書が国際人権章典³を構成している。現在まだ効力を発生していない社会権規約選択議定書（後述）も含めると、将来的には全体で六文書が存在する。

- * 世界人権宣言
- * 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

- * 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（自由権規約第一選択議定書）
- ・死刑の廃止をめざす、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（自由権規約第二選択議定書）

I. B. 世界人権宣言

国連総会は、1948年12月10日、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」と明示し、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」（前文）として、世界人権宣言を採択した⁴。

政治・経済・文化的に多様な加盟国で構成される国連が、諸機関での討議を経て、国際社会の共通認識として基本的自由および人権を史上初めて一つの国際文書（前文と本文30カ条）にまとめて列挙（カタログ化）したのは画期的なことであり、その後、国連のみならず諸国際機構の人権関連文書に大きな影響を与えてきている。同宣言は、いわゆる「国家からの自由」に基づく自由権（第3条乃至第21条）ならびに「国家による自由」を表す社会権（第22条乃至第27条）を定めており、それぞれの実体規定については、下記（I.CおよびII.）の関連諸条約の中で詳述する。

3 LA CHARTE INTERNATIONALE DES DROITS DE L'HOMME:

- ・ Déclaration universelle des droits de l'homme;
- ・ Pacte international relatif aux droits économiques, sociaux et culturels ;
- ・ Pacte international relatif aux droits civils et politiques ;
- ・ Protocole facultatif se rapportant au Pacte international relatif aux droits civils et politiques;
- ・ Deuxième protocole facultatif se rapportant au Pacte international relatif aux droits civils et politiques, visant à abolir la peine de mort.

4 A/Résolution 217 A (III) du 10 décembre 1948: “Déclaration universelle des droits de l'homme”. 表決結果は、賛成 48、反対 0、棄権 8（サウジアラビア、南アフリカ連邦、ソ連・白ロシア・ウクライナおよび東欧三カ国）。世界人権宣言の起草作業や採択の経緯については、Andreassen (pp.247-248) に詳しい。

国連システムの専門機関では、周知のとおり、国際労働機関（ILO）が1919年の創設以来、国際的な労働基準の設定を通して個別分野における労働者の権利保護を推進しており、ILO総会が採択した条約の一部も世界人権宣言を参照している。たとえば初期のものとしては、1957年の強制労働廃止条約（ILO第105号／1959年発効）や1958年の雇用・職業差別禁止条約（ILO第111号／1960年発効）などが挙げられる。

また、1946年に正式に発足した国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は、その目的として、国連「憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進すること」により、世界の平和や安全に貢献すること（ユネスコ憲章第1条1項）を掲げている。たとえば教育を受ける権利については、1960年のユネスコ第11回総会が採択した教育差別禁止条約（1962年発効）は、前文で世界人権宣言に言及し「すべて人は教育を受ける権利を有すること」を確認している。

さらに世界人権宣言は、地域的な国際機構が作成する人権関連の諸宣言や諸条約にも影響を及ぼした。たとえばヨーロッパ評議会⁵では、早くも1950年に人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）が署名され、1953年に効力を発生している。同条約は、前文で「世界人権宣言中に述べられる権利の若干のものを集団的に実施するための最初の措置をとる」決意を表明し、主として自由権について規定しており、当時起草中であった自由権規約からも示唆を得ているといわれる。このように国際人権規約（詳細について

は、下記I.C.を参照）の制定に先立ち、世界で初めて地域レベルでの人権保障制度を国際法上確立した点は、人権の国際化にとって特筆すべきことである。

その他の地域でも、1969年の人権に関する米州条約（米州人権条約）や1981年の人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（アフリカ人権憲章またはバンジュール憲章）など、その後当該地域における人権保障システム構築の礎となる基本的な人権条約は、それぞれの前文で世界人権宣言に言及している。

このように世界人権宣言は、国際機構ならびに加盟諸国に国際的な人権基準を提示するという重要な役割を果たしているが、この「宣言」自体は国連総会決議として採択された文書であり、国際法上、法的拘束力のある条約ではない。したがって人権の尊重および擁護をさらに促進するために、宣言の条約化が当初より予定されており、1966年に三条約（社会権規約ならびに自由権規約および同規約選択議定書、総称して「国際人権規約」）が採択されたのである。

I. C. 国際人権規約

本稿では、歴史的に人権概念が確立してきた経緯を踏まえ、まず最初に自由権規約、次いで社会権規約の順に検討していく。尚、自由権規約と社会権規約は、それぞれ共通の第1条において、世界人権宣言が言及していない「すべての人民」の「自決の権利」（民族自決権）を定めている。

市民的及び政治的権利に関する国際規約

（自由権規約）

1966年採択／1976年発効／1979年批准（日本）

5 Council of Europe. 1949年に設立された欧州評議会（あるいは欧州審議会）は、経済・社会・文化協力や人権などの諸分野における協議を目的とした地域機構で、ヨーロッパ連合（EU）とは別個の国際機構である。

自由権規約は、生存権（第6条）、身体の自由と安全（第9条）、移動・居住の自由（第12条）、公正な裁判（第14条）、思想・良心・表現の自由（第18条および第19条）、集会・結社の自由（第21条および第22条）、婚姻の自由（第23条）、参政権（第25条）、法の前の平等（第26条）、少数民族の権利（第27条）など、伝統的な自由権的基本権を保障している。したがって同規約は、社会権規約とは異なり、締約国が即時これらの権利を尊重し確保することを求めている（第2条）。

第40条は国家報告制度を定めており、締約国が提出する報告を検討するため、個人資格の18人の専門家によって構成される自由権規約「人権委員会（Human Rights Committee）」（第28条）が設置されている。さらに規約人権委員会は、その旨宣言する締約国間に限り、締約国による他の締約国の義務違反の申立を審査することができる（国家通報制度・第41条）。

自由権規約の第一選択議定書は、規約と同じく1966年に採択され、1976年に効力を生じた。自由権規約の義務不履行に対して「個人通報制度」を新設することを目的とする。すなわち、この議定書の締約国は、規約に定める権利が侵害されたと主張する個人（被害者）が直接に規約人権委員会に通報することを認めており、前述の国家報告制度や国家通報制度よりも実効性の高い条約実施措置であるといえる。尚、国際人権章典に基づき作成された国連の主要人権条約（詳細については、後述IIを参照）は、児童の権利条約を除く八条約が個人通報制度を設けているが、2009年12月末現在、日本は当事国となっている条約すべてに関して、

同制度を受諾していない。

さらに第二選択議定書（1989年採択／1991年発効）は、自由権規約の第6条（生命に対する権利および死刑の制限）を補完するものである。この議定書の当事国は、その「管轄内において死刑を廃止するためのすべての必要な措置」（第1条）をとらなければならない。2009年末現在、日本はいずれの選択議定書にも加入していない。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
（社会権規約）
1966年採択／1976年発効／1979年批准（日本）

社会権規約は、労働（第6条および第7条）、組合の結成と加入（第8条）、社会保障（第9条）、身体的・精神的健康（第12条）、教育（第13条および第14条）の権利など社会権的基本権を保障している。締約国はこれらの権利を「漸進的に」（第2条）実現することが義務づけられており、規約の実施状況を定期的に報告（国家報告制度）しなければならない（第16条）。こうした各国報告の審査は、当初は国連の経済社会理事会によって、1985年以降は同理事会が設置した「社会権規約委員会」⁶によって行われている。

尚、社会権規約は当初、自由権規約とは異なり通報制度を備えていなかった。1993年6月に開催された世界人権会議は、ウィーン宣言および行動計画の中で、人権分野における協力推進の一環として、「社会権規約委員会と協力して選択議定書の検討を続行するよう、人権委員会」⁷に要請した。この選択議定書の検討・起草作業は、2006年以降、

6 1985年5月28日の経済社会理事会決議1985/17、(a)：「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」。この委員会は、自由権規約の効力発生（1976年）に伴い設置された自由権規約の人権委員会と同じく、「個人の資格で職務を遂行する一八人の専門家で構成」する（同決議、(b)）。

7 A/CONF.157/23, p.26, par.75.

人権理事会に引き継がれ、世界人権宣言採択60周年にあたる2008年12月10日、国連総会は人権理事会の草案に基づき、社会権規約の選択議定書を採択した⁸。

この議定書は、締約国による社会権規約の履行状況を監視するよう、個人通報制度および国家通報制度を新たに導入しており、10カ国が批准または加入した後3カ月を経て効力を発生することになっている⁹。ただし、すでに述べたとおり社会権規約の締約国は、同規約に定める諸権利を「漸進的に」実現することが認められているため、実際には権利侵害を確定するのが難しいと予想できる。さらに、日本や欧米諸国からは、審査機関の判断基準の策定や「個人通報制度の適用範囲」などの問題が提起されており（伊藤、p.93）、この議定書は採択されたものの今後の批准や加入の動向が注目される。

II. 人権概念の多様性

世界人権宣言を端緒として発展してきた国際人権章典にもとづき、その後、多様な個別分野の人権—たとえば、難民・女性・児童・障害者・移住労働者、ジェノサイド・人種差別・アパルトヘイト・拷問等の禁止など（次頁【年表】参照）—に関して、国連は宣言や条約を通して、国際的な人権保障の制度的枠組みを構築してきた。同様に、ILOやユネスコなどの専門機関においても、それぞれの活動分野に関連した人権宣言や人権条約が起草されている。

国連人権高等弁務官（UNHCHR）事務所では、

国連諸機関が中心となって作成した人権に関する諸条約のうち、前述の自由権規約および社会権規約を含む九条約を主要人権条約（core international human rights treaties）と位置づけている。これらの主要条約には、締約国による各条約の履行状況を監視し審査する人権条約機関（human rights treaty bodies）として、政府代表ではなく個人資格の専門家によって構成される委員会（committees）が設けられている。本稿では、日本が当事国となっている条約を素材として、人権概念の多様性の具体的な意味範囲を検討する。

II. A. 人種差別撤廃条約¹⁰

1965年採択／1969年発効／1995年加入（日本）

ヨーロッパ地域で1959年から1960年にかけて続発したネオ・ナチズムによる活動を契機として、国連は1963年に、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国連宣言（人種差別撤廃宣言）を採択し、その2年後には条約を全会一致で採択している。上述の国際人権両規約の制定に20年近くの長期間を要したことと比べると、こうした国連の迅速な対応は、「差別的な人権侵害とりわけナチズムの再現を思わせる人種主義に対する諸国または国際社会のきびしい態度と敏感な反応」（金、p.17）を表すものであると評価される。

この条約によれば「人種差別」は、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」であり、「政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使すること

8 Conseil des droits de l'homme, Résolution 8/2 du 18 juin 2008; A/RES/63/117.

9 “Protocole facultatif se rapportant au Pacte international relatif aux droits économiques, sociaux et culturels”, Art. 1-2, 10, 18.

10 International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (ICERD) : 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」。

【年表】 国連および地域機構（*）の主要な国際人権条約

1945	「国際連合」創立	
1946	「国連人権委員会」設置	
採択年		
1948.12.09 12.10	集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約） 「世界人権宣言」	1951年発効
1949	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）	1951年
1950	ヨーロッパ評議会（*）：人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）	1953年
1951	難民の地位に関する条約（難民条約）	1954年
1952	婦人の参政権に関する条約	1954年
1953	- 1926年の奴隷条約を改正する議定書 - 1926年の奴隷条約の改正条約	1953年 1955年
1954	無国籍者の地位に関する条約	1960年
1956	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約	1957年
1957	既婚婦人の国籍に関する条約	1958年
1961	無国籍の削減に関する条約	1975年
1962	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約	1964年
1965	人種差別撤廃条約	1969年
1966	- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約） - 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約） - 自由権規約の選択議定書	1976年 1976年 1976年
1967	難民の地位に関する議定書（難民議定書）	1967年
1968	戦争犯罪及び人道に対する犯罪に対する時効不適用に関する条約	1970年
1969	米州機構（OAS）（*）：人権に関する米州条約（米州人権条約）	1978年
1973	アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約（アパルトヘイト条約）	1976年
1979	女性差別撤廃条約	1981年
1981	アフリカ統一機構（OAU）/2002年アフリカ連合（AU）に改組（*）： 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）	1986年
1984	拷問等禁止条約	1987年
1985	スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約	1988年
1989.11.20 12.15	児童の権利条約 自由権規約の第2選択議定書（死刑廃止議定書）	1990年 1991年
1990	移住労働者の権利条約	2003年
1999	女性差別撤廃条約の選択議定書	2000年
2000	児童の権利条約の選択議定書（武力紛争児童議定書） 同条約の選択議定書（児童売買等議定書）	2002年 2002年
2002	拷問等禁止条約の選択議定書	2006年
2006	障害者権利条約 同条約の選択議定書	2008年 2008年
2008	強制失踪条約 社会権規約の選択議定書	未発効 2009年末現在 未発効 2009年末現在

注：松井他編（2005）『国際人権条約・宣言集』ならびに国連人権高等弁務官事務所（<http://www2.ohchr.org/french/law>）を参照。

を妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」(第1条1項)と広範に定義されている。

締約国は、立法を含む適切な方法により「いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し」終わらせる(第2条)こと、人種差別の扇動等の行為を処罰する(第4条)ことなどを約束している。条約の実施監視機関として、18名の専門家からなる人種差別撤廃委員会(第8条)が設けられており、締約国は、義務的な報告制度(第9条)に加えて、個人通報制度を認める宣言を行うことができる(第14条)。また、国家通報制度(第11条)の手続も定められている。

II. B. 女性差別撤廃条約¹¹

1979年採択/1981年発効/1985年批准(日本)

すでに指摘したとおり、国連憲章は、男女同権の信念を前文で確認し、多数の条項で性による差別の禁止に言及しているが、さらに、国際機構としての国連自身の主要機関および補助機関については「男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない」(第8条)と規定している。世界人権宣言第2条1項も性による差別の禁止を明示し、自由権規約および社会権規約はそれぞれの第3条において、締約国が各「規約に定めるすべての…権利の享有について男女に同等の権利を確保」しなければならないことを確認している。

国連発足後まもない1946年2月に設置された女性の地位小委員会は、同年6月には委員会に昇格し、経済社会理事会の機能委員会の一つとなった。まず同委員会は、女性の参政権(1952年採択/1954年発効)、既婚女性の国籍(1957年採択/1958年発

効)や婚姻の同意・最低年齢・登録(1962年採択/1964年発効)など、個別の喫緊の課題に関する諸条約の作成に着手するとともに、包括的な内容の女性差別撤廃宣言(1967年採択)を起草した。世界的な女性解放運動の高まりの中、その後1975年の国際女性年に開催された第1回世界女性会議を経て、女性差別撤廃条約が1979年に国連総会で採択された。

この条約の中心理念は、従来の男女役割分担—たとえば、1967年の宣言では、家族とくに育児における婦人の役割(前文)に留意し、機能平等論的な考え方が存続していた—の考え方を根本的に変えることであり、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なものである」(前文)と明記されている。

女性に対する差別は、「性に基づく区別、排除又は制限」であり、「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても」、女性が未婚・既婚を問わず、「男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」(第1条)と広範に定義されている。

締約国は条約の実施状況を定期的に報告する義務(第18条)があり、その審査のために女性差別撤廃委員会(第17条)の設置が予定されている。また1999年には、この条約の選択議定書(2000年発効/日本は未批准)が採択され、女性差別撤廃委員会は個人通報を受理し検討すること(同議定書第1条)ができるようになり、また委員会による調査制度(第8条)も設けられた。

11 Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW): 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。このように、日本政府の公定訳では、「女性」ではなく「女子」となっているが、「1997年の改正均等法以降は『女子』が『女性』の語に読み替えられて」(申、p.39)おり、英語正文の“Women”のより適切な和訳として「女性」を使用する。

II. C. 拷問等禁止条約¹²

1984年採択／1987年発効／1999年加入（日本）

拷問等の禁止については、世界人権宣言第5条ならびに自由権規約第7条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない」と明示し、同7条は、本人の「自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」ことを特に付け加えている。その後1970年代以降、中南米諸国などの「軍事独裁政権の下で組織的拷問が日常化していたこと」（村井・今井、p.4）を背景として、国連総会は1975年、拷問等禁止宣言を採択し、各国が遵守すべき指針を提示した。さらに1977年総会の要請により、国連人権委員会は、国際人権章典に定める一般的な禁止規定をより実効的なものにするを旨として、1978年に条約の検討・起草に着手した。

この条約は、身体的あるいは精神的に「人に重い苦痛を故意に与える行為」としての拷問を広範に詳細に定義し（第1条）、各締約国に刑法上の重大な犯罪として処罰することを求め（第4条）、犯罪人引渡または訴追や処罰などについて締約国間の協力を定めている（第5条乃至第9条）。国際的な条約監視機関として拷問禁止委員会（第17条および第18条）が設けられており、締約国の報告制度（第19条）ならびに委員会による調査（第20条）が予定されている。さらに受諾宣言を条件として、国家通報制度（第21条）および個人通報制度（第22条）も導入されている。

2002年に採択された拷問等禁止条約の選択議定書（2006年発効／日本は未批准）は、拷問等を予め防止するよう、「人々が自由を奪われている場所」へ定期的に訪問する制度を設けることを目的としている（第1条および第4条）。こうした拘禁場所へ

の定期的訪問を行うために、独立した立場の国際的な機関（拷問等防止小委員会）が設立され、締約国もそれぞれ「国内防止機関」を設置することが義務づけられている（第2条ならびに第5条乃至第16条、第3条ならびに第17条乃至第23条）。このように選択議定書は、条約が定める被拘禁者に対する人権侵害の予防措置をさらに強化しているのである。

II. D. 児童の権利条約¹³

1989年採択／1990年発効／1994年批准（日本）

この条約では、児童は「一八歳未満のすべての者」（第1条）と定義されており、単なる保護対象ではなく権利主体として捉えられている。すでに、世界人権宣言は「母親及び児童は、特別の保護及び援助を受ける権利」（第25条2項）があると定め、自由権規約は「すべての児童は、…いかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置…についての権利を有する」（第24条1項）と明示している。また社会権規約では、家族に対する保護や援助（第10条）の一環として、児童が特別な保護を受けるべきであることを規定している。

具体的な内容としては、一般的な原則（差別禁止・生命権など）や社会権（家庭環境、保健・福祉、教育など）から市民的権利（国籍取得権、思想・良心・表現の自由など）まで包括的に定めている。さらに、特殊な事情にある児童（難民、少数民族、障害、経済的搾取など）の権利も規定する。締約国は、この条約の広報（第42条）が義務づけられている。また締約国は、条約の実施状況を定期的に報告しなければならない（第44条）が、その審査のために児童の権利委員会が設置されて

12 Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CAT)：「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」。

13 Convention on the Rights of the Child (CRC)：「児童の権利に関する条約」。

いる(第43条)。

また、条約の発効10周年にあたる2000年には、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ」に関する選択議定書(児童売買等議定書)ならびに「武力紛争における児童の関与」に関する選択議定書(武力紛争児童議定書)が国連総会によって採択された。前者は、とくに条約第32条乃至第36条に定める経済的・性的搾取からの子どもの保護、後者は、条約第38条に定める武力紛争からの保護について、さらに詳細に網羅的に規定したものである。両議定書は、それぞれ2002年に効力を発生し、日本は2004年に批准している。

以上、すでに日本が当事国となっている六つの主要人権条約(国際人権規約も含めて)の実体規定および実施保障制度を分析してきたが、これら条約に引き続き、国連総会は、1990年には移住労働者権利条約(2003年発効)¹⁴、2006年には障害者権利条約(2008年発効)¹⁵および同条約の選択議定書(2008年発効)、ならびに強制失踪条約¹⁶を採択している。また、2007年には、国連先住民権利宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)が採択されたが、「前文22段落、本文46カ条」という構成においても、「国家のとるべき措置を細部にわたって記しているという点」においても、法的拘束力はないものの内容は「人権条約に限りなく近い」(木村、p.157)ものであると評価される。

このように、世界人権宣言の基本理念に基づい

て起草された(あるいは起草される)人権条約は、国際情勢・世論の変化や科学技術の革新にしたがい、今後とも普遍的で多様性に配慮した人権基準を提示する役割を果し、さらに人権概念の新たな展開を促す契機としても存在意義があるといえよう。たとえばユネスコ総会は、1997年11月に採択した「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」の前文(第3パラグラフ)において、世界人権宣言のみならず、二つの国際人権規約、ジェノサイド条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、児童の権利条約などで「確認された人権の普遍的諸原則についての総会の努力を厳粛に想起」(松井他、p.727)している。

おわりに

新しい世紀を迎えた国際社会において、人権に関してある一定の共通認識が存在するのは、国連を中心とした人権保障システム構築の努力に負うところが大きい。現実には未ださまざまな形態の人権侵害が世界中に存続するが、少なくとも人権問題は、国際的な関心事項として法的にも政治的にも各国が考慮し対処すべき問題となっている。したがって世界人権宣言は、たとえば2000年9月の国連「ミレニアム宣言」¹⁷が言及するなど、採択から半世紀以上たった今日でもなお、国連および各国の指針としての重要性が色褪せることはない。

同宣言の定める世界初の人権基準は、国際人権規約をはじめとする人権諸条約を通して、人権の

14 International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families (ICRMW)：すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約。日本が未加入のため、和訳は、松井他(pp.548-565)を参照。

15 Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)：障害者の権利に関する条約。日本が未批准のため、和訳は、奥脇(pp.831-834)を参照。

16 International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance：強制失踪からのすべての人の保護のための国際条約。2009年12月末現在、未発効。日本が未批准のため、和訳は、奥脇(pp.828-831)を参照。

17 A/RES/55/2, V. par.25.

普遍性に対する理解を次第に浸透させるとともに、時代に即した柔軟な解釈を経て、多様な分野における国際人権の新たな伸長に寄与してきた。こうして21世紀の国際人権は、安全保障から経済・文化活動に至るまで「あらゆる場面において『人権』という視点を入れなければいけない」（横田、p.83）という「人権の主流化」が中心的な考え方となってきた。

たとえば2001年のユネスコ第31回総会は、「文化の多様性に関する世界宣言」¹⁸を採択し、その後2005年の第33回総会で採択された文化的表現多様性条約は2007年に効力を発生している。この条約は前文で、「世界人権宣言およびその他の普遍的に認められている文書において宣言された人権と基本的自由の完全な実現のために文化の多様性が重要である」（奥脇、p.533）と明示している。さらにユネスコは、「生命倫理および人権に関する世界宣言」（奥脇、p.333）を同じく2005年総会で採択している。このように文化や科学技術の進歩に伴い、これからも人権概念の意味範囲は変化拡大するであろう。そして、それに適合した保障制度が整備され拡充されることが望まれる。

そうした人権保障制度が有効に機能するためには、各国の迅速で適切な対応が不可欠であることは言うまでもない。すでに1993年のウィーン宣言が確認しているとおり、人権および基本的自由の「保護及び助長は諸政府の第一次的責任」¹⁹であり、日本においても、国際的な人権基準の普遍性—自国民であるか否かにかかわらず—および多様性—個別的人権の尊重—に鑑み、国内における履行措置の実効性の確保に引続き努めなければならない。

とくに2009年8月末の政権交代を契機として、従来より消極性が指摘されてきた個人通報制度の導入について、新政権の対応に期待や要望が寄せられており²⁰、人権分野における政策転換（あるいは現状維持）が注目される。

【参考文献・資料】

- Andreassen, Bard A. (2009), “Universal Declaration of Human Rights.”, in Forsythe, David P. ed. (2009), *Encyclopedia of Human Rights*, Oxford University Press.
- Ishay, Micheline R. (2008), *The History of Human Rights: From Ancient Times to the Globalization Era*, University of California Press.
- 伊藤恭子 (2009) 「UPR第1回日本政府審査及び社会権規約選択議定書採択」『国際人権』No.20。外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- 金東勲 (1990) 『解説 人種差別撤廃条約』解放出版社。
- 木村真希子 (2008) 「国連先住民族権利宣言の採択—経緯と今後の課題」ヒューライツ大阪編『アジア・太平洋人権レビュー2008』現代人文社。
- 松井芳郎他編 (2005) 『国際人権条約・宣言集 (第3版)』東信堂。
- 村井敏邦・今井直監修 (2007) 『拷問等禁止条約をめぐる世界と日本の人権』明石書店。
- 村上正直 (2005) 『人種差別撤廃条約と日本』日本評論社。
- Neumayer, Eric (2005), “Do International Human Rights Treaties Improve Respect for Human

18 世界人権宣言第27条に定める文化的権利の保障に関するユネスコの役割については、Stamatopoulou (pp.76-83) に詳しい。

19 A/CONF.157/23, I. par.1. 和訳は、松井他 (p.47) を参照。

20 たとえば、薬師寺 (p.57)。尚、2009年11月30日の朝日新聞 (夕刊・11面) によると、「民主党は選択議定書の批准をマニフェスト (政権公約) に盛り込み」、法務大臣も「就任会見で取り組みたい課題の一つに挙げた」という。

- Rights?”, *Journal of Conflict Resolution*, 49 (6).
- 日本弁護士連合会編 (2008) 『国際社会が共有する人権と日本—国連人権理事会UPR日本審査2008』明石書店。
- 奥脇直也編集代表 (2009) 『国際条約集 2009年版』有斐閣。
- ONU (Organisation des Nations Unies):
<http://www.un.org/fr>.
- ONU/Haut Commissariat des Nations Unies aux droits de l’homme (HCDH):
<http://www.ohchr.org/FR>.
- A/RES/63/117 (10 décembre 2008) “Protocole facultatif se rapportant au Pacte international relatif aux droits économiques, sociaux et culturels”.
- A/RES/60/251 (15 mars 2006) “Conseil des droits de l’homme”.
- A/59/2005* (24 mars 2005) “Dans une liberté plus grande: développement, sécurité et respect des droits de l’homme pour tous” (Rapport du Secrétaire général).
- A/CONF.157/23 “Déclaration et Programme d’action de Vienne” (25 juin 1993).
- A/Résolution 217 A (III) du 10 décembre 1948, “Déclaration universelle des droits de l’homme”.
- 太田いく子 (2001) 「第7章 子どもの人権」国際法学会編『日本と国際法の100年 (4) 人権』三省堂。
- 坂元茂樹 (2009) 「国際人権理事会諮問委員会の発足とその課題」『国際人権』No.20。
- 申恵丰 (2006) 「女性差別の撤廃」芹田健太郎他・編集代表『国際人権規範の形成と展開』信山社。
- Stamatopoulou, Elsa (2007), *Cultural Rights in International Law: Article 27 of the Universal Declaration of Human Rights and Beyond*, Martinus Nijhoff.
- 友永健三 (2009) 「2008年度秋季人権問題講演会：今、改めて人権について考える—世界人権宣言60周年を迎えて—」『KG人権ブックレット』No.13、関西学院大学人権教育研究室。
- 葉師寺公夫 (2009) 「日本における人権条約の解釈適用」『ジュリスト』No.1387。
- 横田洋三 (2003) 『日本の人権／世界の人権』不磨書房。